

平成 29 年度 事業計画

I 甲賀会基本方針

法人運営は、国が新たに提示した社会福祉法人制度改革に基づいた新役員体制のもと、理事会における議決権の執行等で、公益法人主体としての高齢者福祉施設の事業運営の透明性及び公平性を図ります。

一方、新評議員体制のもとで法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、理事の法人運営を監督します。

特養の建替えが事業の中心になり、多床室からユニット化への処遇の変化に対応する研修会を、ユニット施設への見学等を実施することで精度を高めていきたい。あわせて、現在入所中の利用者及び家族には建替えの経緯、進捗状況を説明し、スムーズに移行できるように調整する。

資金の調達は、独立行政法人福祉医療機構をメインに借入れを実施し、不足額や、突発的な経費については金融機関の融資を得て対応する。

人材確保が最大の懸念事項である。当法人は退職率が低いため、年度中の緊急的な確保は想定していないが、平成 30 年 4 月の新施設オープン時に必要人員が確保できているかは不透明である。有名就職サイトへの掲載を実施し、あらゆる媒体を駆使し入所者に不利益が蒙らないようにしなければならない。

II 特別養護老人ホーム

基本方針

ご利用者がいきいきと過ごせるように、その方の思いやこだわりを尊重し、ご利用者、ご家族と共に顔の見える介護計画を作り上げ、日々の介護、介助に活かします。

レクリエーションやリハビリはもとより年間行事、外出などを充実させ社会的孤立感の解消や心身の機能維持を図り、生活感あふれる場の提供を目指します。

活動計画

- ・年間稼働率 97.0% 延べ 17,703 人（入退院当日及び措置入所者含む）
空床は月平均 1.5 人以内（入院期間含む）
- ・平均要介護度 3.9
- ・加算の算定
栄養マネジメント加算、口腔衛生体制加算、日常生活継続支援加算、
看護体制加算Ⅰ、看護体制加算Ⅱ、処遇改善加算Ⅰ

サービス提供の具体的事項

ユニットリーダー研修受講者を中心に、多床室でも実践できる個別ケアを行う。施設のユニット化に向けた取り組みとユニット単位になった際の関わりを想定し、日々の関わりを模索する。

入所者の重度化が顕著になり、どうしても入院が増えてしまうが、状態観察を丁寧に行い入院を未然に防ぐ対策や、短期の入院で帰荘していただけるように看護体制を整える。

ケアカンファレンスなどを通じて本人や家族のニーズを把握する。プランの説明時にはほとんどの家族が来荘していただき、現状を直接確認していただける場になっており継続実施する。

Ⅲ 短期入所生活介護

基本方針

短期利用はご家族の介護負担を軽減する目的において、地域で担う役割は大きい。担当ケアマネジャーの作成するケアプランに則り、ご利用者、ご家族の希望する生活の継続を支援できるよう施設介護計画を作成し、同意を得てサービスの提供にあたります。

活動計画

- ・年間稼働率 95.0% 延べ 3,467 人（特養空床利用含む）
- ・平均要介護度 3.32

- ・加算の算定
サービス提供体制強化加算Ⅰ、看護体制加算Ⅰ、看護体制加算Ⅱ
処遇改善加算Ⅰ

IV 通所・予防通所介護事業

基本方針

平成 29 年 4 月より甲賀市の新総合事業がスタートします。現在要支援者で介護予防通所介護を利用中の方は現行のサービス提供を継続となる見込みです。新規に要支援者となられた方は複数のサービスから本人の選択により事業所を決定されます。甲賀市の制度が完成すれば、事業所として利用者の利益のためのサービス提供体制を構築し、対応していきます。

利用者の獲得は、地域包括支援センター及び担当ケアマネジャーに施設での様子を報告し、選択していただけるように営業活動を強化します。

活動計画

通所介護事業

- ・年間稼働率 70.0% 延べ 3,644 人（253 日営業）
4 月利用者 11 人 → 3 月利用者 14.4 人
- ・平均要介護度 2.68
- ・加算の算定
サービス提供体制強化加算Ⅱ、入浴加算、処遇改善加算Ⅰ
中重度者ケア体制加算、認知症加算の早期算定を目指す。

介護予防通所介護事業

- ・年間稼働率 7.1% 延べ 324 人（253 日営業）
- ・平均要支援度 2 4 月 2 名（要支援 1 0 名、要支援 2 2 名）
→ 3 月（要支援 1 1 名、要支援 2 3 名）
- ・加算の算定
サービス提供体制強化加算Ⅲ、処遇改善加算Ⅰ

サービス提供の具体的事項

援助内容については職員によって対応方法が異なる事が無いよう周知徹底し、援助対応時は記録を取り、次期の施設介護計画の指標とする。

入浴、排泄、食事の援助は生活リハビリの一つとして、担当職員がご本人の特徴を理解し、安全に「できる事」は自分でしていただけるよう実施する。

送迎時を含め、ご利用者との関わりのある場面では常にリスクが伴っている。些細な事でも情報の共有を行い、一人一人が危機管理意識を持ち援助にあたる。

V 居宅介護支援

基本方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるように配慮し、保健・医療・福祉サービスが総合的かつ効果的に提供できるよう、相談・連絡・調整に努める。

介護支援専門員を増員し、地域包括支援センターより甲賀町内の要支援者の紹介を受け、要介護状態へ悪化しないようプランの作成を行う。要介護状態へ移行した際は、継続したサービスの提供を行うと共に、小規模多機能ホームあかりへの紹介等を実施し、在宅生活の継続を図る。

滋賀の縁 創造実践センターの事業に参画および、甲賀市高齢者総合相談支援業務の受託をする。地域の困りごとを抱える方の窓口となるよう様々な制度の研修会に参加し、情報の収集を行う。

活動計画

- ・年間計画作成数 延べ 792 件（ケアマネ 2 名）
うち、要介護 612 件、要支援 180 件（甲賀市受託）、月平均 33 件

VI 小規模多機能型居宅介護事業 《あかり》

基本方針

小規模多機能型居宅介護が担う在宅生活の継続のために出来ることを外部研修会、

広報誌を通じ発信し続ける。

夜勤体制を充実させ、常時泊りを利用する方を確保する。夜勤体制の充実により新規利用者の獲得が可能となる。訪問での対応がサービスの性質上、自由度が高い分だけ事業所に係る負担も増えており、他サービスを参考に制限を設ける。

活動計画

- ・年間登録者 80.0%
4月利用者 15人 → 3月利用者 20人
- ・平均要介護 2.05
- ・加算の算定
看護体制加算Ⅰ、総合マネジメント体制加算、サービス提供体制強化加算Ⅱ、
認知症加算Ⅰ、認知症加算Ⅱ、処遇改善加算Ⅰ

サービス提供の具体的事項

独り暮らしの利用者が一定程度おられ、安否確認が必要な方が多い。前年度中は訪問時に救急事態が発生したこともありシミュレーションを行い、適切な対応が出来るようにする。サービスの提供は通いを中心に行い、訪問の負担を減らし、利用される方の安心安全な生活を確保する。

また、地域で実施されるイベントへの参加や季節に応じた活動を、利用者の経験や知識を取り入れ今年度も同様に行う。

VII 行事予定

4月	お花見 水口祭見物
5月	油日祭見物 端午の節句 つつじ見物 芋の苗植え 家族会
7月	七夕会 大原祇園見物
8月	夏祭り スイカ割り 花火大会
9月	運動会 敬老会
10月	運動会 芋ほり さんま炭火焼き
11月	文化祭見学 紅葉見学 油日小音楽会 もち祭見物

12月	クリスマス会 餅つき
1月	新年会
2月	節分
3月	ひな祭り 徳波会慰問 あすなろ会慰問

VIII その他共通事項

1、個人情報保護について

ご利用者、ご家族、代理人などの個人情報の保護については、個人情報保護の基本規程に則り、個人情報の取り扱いについて周知徹底していく。

広報活動の強化に伴い、さまざまな場所で写真等を使うことになるため、改めて取り扱いについて確認を行う。

2、基本的人権の尊重

企業の社会的責任は重大であるとの認識に立ち、差別のない明るい職場・社会を実現するため、全職員自らが意識改革を図り、あらゆる機会を通じ、施設全部門をあげて人権尊重を基本とした企業活動を推進する。

3、災害対策

災害時の福祉避難所としての機能強化に努める。防災計画の見直しと、備品の管理、新設特養での防災対策を建設の段階で導入する。

職員間での情報共有のネットワークを構築する。災害時の指示系統、安否確認に寄与できる IoT を検討する。

4、地域貢献

当法人には社会福祉充実計画の作成義務はないが、現在の限られた人員の中で地域福祉に一助となるアイデアを出し、居宅サービス、居宅支援サービスを中心に、法人運営の負担とならない範囲内での貢献を検討する。